

# 税務調査で指摘されやすい 減価償却の実務ポイントQ&A

## 第17回 中小企業が適用できる特別償却①

公認会計士・税理士 篠藤 敦子

Q

当社は、道路貨物運送業を営む資本金5,000万円の青色申告法人です。当期（平成28年4月1日から平成29年3月31日）において、車両総重量4.2トンのトラック（普通自動車、新車）を購入し、使用を開始しました。このトラックに適用できる特別償却の制度があれば教えてください。

A

「中小企業等が機械等を取得した場合の特別償却（中小企業等投資促進税制）」を適用することができます。この制度を適用した場合の償却限度額は、普通償却限度額に特別償却限度額（取得価額の30%相当額）を加算した金額となります。

### 解説

#### ① 中小企業等投資促進税制の概要

中小企業等が平成10年6月1日から平成29年3月31日までの間に、一定の減価償却資産を取得等し指定事業の用に供した場合には、指定事業の用に供した事業年度において特別償却又は税額控除を適用することができます。

#### ◆ 中小企業等投資促進税制の概要

|                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|----------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ① 適用期間               | 平成10年6月1日から平成29年3月31日までの間に取得等し、事業供用                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| ② 適用対象法人<br>(青色申告法人) | <div>ア 特別償却<br/>中小企業者<br/>又は 農業協同組合等</div> <div>イ 税額控除<br/>アの法人のうち資本金3,000万円超以外の法人又は農業協同組合等</div> <div>● 資本金1億円以下の法人（大規模法人の子会社等を除く）<br/>● 資本を有しない法人のうち常時使用従業員数1,000人以下の法人</div>                                                                                                                                                                                                                                         |
| ③ 適用対象資産<br>(新品のみ)   | <div>ア 機械及び装置（1台又は1基の取得価額160万円以上）</div> <div>イ 次のいずれかで、1台又は1基の取得価額が120万円以上のもの<br/>● 測定工具及び検査工具 ● 一定の電子計算機 ● インターネットに接続されたデジタル複合機 ● 試験又は測定機器</div> <div>ウ 次のいずれかで、1事業年度の取得価額の合計額が120万円以上となるもの<br/>● 測定工具及び検査工具（取得価額30万円未満のものを除く） ● 一定の電子計算機<br/>● 試験又は測定機器（取得価額30万円未満のものを除く）</div> <div>エ 一定のソフトウェア（取得価額70万円以上又は1事業年度の取得価額の合計額70万円以上）</div> <div>オ 車両運搬具（貨物運送用の普通自動車で、車両総重量*1 3.5トン以上）</div> <div>カ 内航海運業の用に供される船舶</div> |
| ④ 主な指定事業             | 製造業、建設業、農業、林業、漁業、卸売業、道路貨物運送業、倉庫業、小売業、料理店業その他の飲食店業*2、一般旅客自動車運送業、海洋運輸業、旅行業、通信業、損害保険代理業及びサービス業*3                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| ⑤ 償却限度額              | <div>普通償却限度額 + 特別償却限度額</div> <div>基準取得価額 × 30%</div> <div>船舶は 取得価額 × 75%</div> <div>その他の資産は 取得価額</div>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| ⑥ 税額控除限度額            | 基準取得価額 × 7%（法人税額 × 20%相当額が限度、1年間の繰越可）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |

- \*1 車両総重量（＝車両重量＋乗車定員×55kg＋最大積載量）は、車検証で確認できます。  
\*2 料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ等に類する事業は除きます。  
\*3 物品賃貸業及び映画業以外の娯楽業は除きます。

#### ② 制度適用時の留意点

中小企業等投資促進税制を適用するときは、表の①から④の要件について検討します。「③適用対象資産」には、取得価額や機能について詳細な規定があるので注意が必要です。

この制度による特別償却の適用を受けるには、法人税申告書別表16(1)又は(2)に特別償却限度額の金額を記載し、対象資産や特別償却限度額の計算に関する明細を記載した「特別償却の付表(2)」を申告書に添付します。

なお、1つの減価償却資産について、この制度による特別償却と税額控除を重複して適用することはできません。また、原則として他の制度による特別償却又は他の税額控除の規定との重複適用もできません。

#### ③ 本事例の検討

本事例は、表の①、②ア、③オ、④の要件を満たしているため、中小企業等投資促進税制による特別償却を適用することができます。資本金が3,000万円を超えているため、税額控除を選択することはできません。

#### 実務上のポイント

租税特別措置法には、特別償却や税額控除の制度が複数規定されています。制度によって対象となる法人や資産について異なる要件が規定されているため、要件に該当するかどうか慎重に検討することがポイントとなります。

なお、中小企業等投資促進税制には、一定の資産を対象として即時償却又は7%（又は10%）の税額控除を可能とする上乗せ措置が設けられています。この上乗せ措置については、来月号でとり上げます。

#### 著者紹介



しのとう あつこ  
篠藤 敦子（公認会計士・税理士）

名古屋出身。津田塾大学卒業後、平成5年公認会計士登録。大手監査法人を経て平成6年に篠藤公認会計士事務所（大阪市北区堂島）開業。企業の監査役を兼務している。